

保険番号マスダ (熊本県43)

番号	設定項目名	制度名	地域																								
			乳幼児			重度心身障害者			ひとり親家庭等			水俣病	乳幼児	子ども	子ども	八代市	八代市	八代市	合志市	合志市	菊池市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市
			141	241	341	142	242	342	442	143	243	343	145	180	280	380	480	580	680	443	441	541	780	260	641	741	
1	保険番号		41	41	41	42	42	42	42	43	43	43	45	43	43	43	80	80	80	43	41	41	80	80	80	41	41
2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
3	3		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
9	年齢(開始-終了)		0-15	0-15	0-15	3-999	3-999	3-999	3-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-18	6-15	4-15	0-18	0-15	0-15	0-999	3-12	12-15	6-15	9-12	0-18
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
11	11		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	2	1	1	2	1	
12	12		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0	3	3	3	3	3	3	0	3	
13	13		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
14	14		2	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	
15	15		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	16		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	17		0	500	0	0	1020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	18		0	500	0	0	1020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	19		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	20		0	500	21000	0	1020	21000	21000	21000	21000	0	0	0	1000	0	21000	20000	0	21000	700	1200	1000	500	21000		
21	21		0	500	21000	0	1020	21000	21000	21000	21000	0	0	0	1000	0	21000	20000	0	21000	700	1200	1000	500	21000		
22	22		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	23		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	24		2	1	1	2	1	1	1	1	1	2	2	1	1	3	2	2	3	2	1	1	1	0	3	3	
25	25		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	100	100	
26	26		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	27		0	500	0	0	2040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	28		0	500	0	0	2040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	29		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	30		0	500	21000	0	2040	21000	21000	21000	21000	0	0	0	0	0	21000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	31		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	32		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	33		1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	

(注) 乳幼児医療費 「乳児無負」(自己負担無しの受給資格者証持参の患者に適用。市町村によって適用年齢が異なるようです。)
「乳児無負1」(500円までは自己負担有り。市町村によって適用年齢が異なるようです。)
「熊乳幼児」(窓口会計時当月累積負担金額が上限額未達の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。)
「障害無負」(自己負担無しの受給資格者証持参の患者に適用)
「障害有負」(上限付きの自己負担有る受給資格者に適用)
「熊障1/3」(一部負担金の1/3を自己負担...熊本市で運用されている制度です。窓口負担金は円単位です。窓口会計時当月累積負担金額が上限額未達の場合、1/3を自己負担とする特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。)
「熊障無負」(窓口会計時当月累積負担金額が上限額未達の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。)
「熊障1/3」(一部負担金の1/3を自己負担...熊本市で運用されている制度です。窓口負担金は円単位です。窓口会計時当月累積負担金額が上限額未達の場合、1/3を自己負担とする特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。)
「親償還」(熊本市以外は償還払い)
「水俣親」(一部負担金の1/3を自己負担...水俣市で運用されている制度です。窓口負担金は10円単位です。)
「水俣病」(上限額までは全額助成、上限額以上は償還払い、しかも上限額が70歳以上と未達の2種類有り... 変則制度のため保険番号マスダでの設定では対応不可)

★和水町・水上村等
乳幼児医療費 「乳幼児」(自己負担無し。市町村によって適用年齢は異なります。社保国保共にレセプト請求のようです。)
※水上村は平成20年4月、和水町は平成20年5月、大津町は平成20年6月、宇土市は平成23年4月、南関町は平成23年9月、玉東町は平成23年10月、荒尾市・宇城市は平成24年10月、産山村は平成26年7月、菊陽町は平成28年4月から制度開始のようです。
※大津町、宇土市、南関町、玉東町、荒尾市、宇城市、産山村、菊陽町は入院は償還払いの為、入院時は使用しない。
※レセプトの一部負担金額に「0」の記載が必要な場合は、システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセプト(1)」タブ「一部負担金0円記載(記録)」を1で設定を行ってください。

★宇土市(平成23年4月)
子ども医療費 「子ども」(小学1~中学3年生が対象。月上限1000円の自己負担。入院は償還払いの為、入院時は使用しない。社保国保共にレセプト請求のようです。)
※宇城市は平成24年10月から制度開始のようです。

★菊陽町
子ども医療費 「菊陽子ども」(4歳~中学3年生が対象。外来は患者負担無し一部負担金の月合計額が20,000円を超えた場合、全額償還払い。入院は金額関係なく償還払いのようです。専用の請求書での請求です。カスタマイズをお願いします。)
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「レセプト(2)」タブの「医療費負担計算(外来)」の左側を3、「負担金計算(1)」タブの「医療費負担計算(外来)」の左側を4で設定が必要です。

★八代市(平成24年10月)
乳幼児医療費 「八代乳児」(0歳~高校3年生が対象。レセプト請求のようです。窓口会計時当月累積負担金額が上限額未達の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。)
※御船町(0歳~就学前)は平成26年8月、美里町(0歳~高校3年生)は平成28年4月から制度開始。八代市(0歳~中学3年生)、御船町(0歳~就学前)は入院は償還払いの為、入院時は使用しない。

★人吉市
子ども医療費 「人吉子ども」(中学3年生までが対象。外来は自己負担はありませんが、月20,000円を超えると全額償還払いとなります。入院は金額関係なく償還払いです。専用の請求書での請求です。カスタマイズをお願いします。)
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担計算(外来)」の左側を1で設定が必要です。

★合志市
子ども医療費 「合志子ども」(中学3年生までが対象。外来・入院共に患者負担無し。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。)

★菊池市
ひとり親家庭等医療費 「菊池親」(一部負担金の1/3を自己負担...菊池市で運用されている制度です。窓口負担金は円単位です。窓口会計時当月累積負担金額が上限額未達の場合、1/3を自己負担とする特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。入院は償還払いです。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。)
※平成28年7月26日「パッチ」管理番号:kk38155で本体対応がされていますのでご注意ください。

★熊本市
子ども医療費 「熊子ども」(3歳~小学6年生まで、外来は月700円患者負担、入院は患者負担無し。一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。)
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「途中受給者証変更時負担金計算」の左側を1、「医療費負担計算(外来)」の左側を3で設定が必要です。
「熊子中」(中学1年~中学3年生まで、外来は月1200円患者負担、入院は患者負担無し。一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。)
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「途中受給者証変更時負担金計算」の左側を1、「医療費負担計算(外来)」の左側を3で設定が必要です。
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「途中受給者証変更時負担金計算」の左側を1、「医療費負担計算(外来)」の左側を3で設定が必要です。

★御船町
子ども医療費 「御船子」(小学1年~中学3年生まで、外来は月1,000円の患者負担で一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払い。入院は金額関係なく償還払い、社保国保共にレセプト請求。)
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「レセプト(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」の左側を3、「負担金計算(1)」タブの「医療費負担計算(外来)」の左側を3で設定が必要です。

★荒尾市
子ども医療費 「荒尾子」(小学3年~小学6年生まで、外来は月500円の患者負担、入院は対象外。社保国保共にレセプト請求。)

★長洲町
子ども医療費 「長洲子」(0歳~中学3年生まで、専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。外来は窓口負担はありませんが、一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。入院は金額関係なく償還払いです。)
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-「負担金計算(1)」タブの「医療費負担計算(外来)」の左側を1で設定が必要です。

★水俣市
子ども医療費 「水俣子」(0歳~高校3年生が対象。患者負担無し。入院は償還払い、外来は専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。)